



埼玉県報

第 3017 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 6 日
金曜日

目次

告示

- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道さいたま東村山線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原五九六の四
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第七百五十三号

平成三十年埼玉県告示第四百四十五号で公示した公共測量は、平成三十年五月三十一日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（道路改築工事（道路台帳整備業務委託その一、その二））

三 作業地域

加須市柳生、柏戸地内外

四 作業期間

平成三十年六月十二日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

狭山市入間川西部

四 作業期間

平成三十年七月一日から平成三十年七月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字中岩瀬七百二番地 外

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百・八立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

川越市から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

川越市から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

川越市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百六十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県富士見市大字水子七百五番地十一

河原 慎也

二 取消年月日

平成三十年六月二十九日

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年5月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号

5 落札金額

35,863,560円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月3日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたま東村山線 新座市野火止三丁目二三〇二番四地先から同市野火

止三丁目二三〇二番四地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年七月七日

告 示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年七月六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年七月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について

ロ 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

ハ 埼玉県社会教育委員の任免について

ニ その他